

4 修正・撤回権 (le droit de repentir et de retrait)

121-4条は、「著作者は、その利用権の譲渡にかかわらず、その著作物の公表の後であっても、譲受人に対して修正または撤回の権利を享有する。ただし、著作者は、この修正または撤回が譲受人に与える損害を事前に賠償することを条件としてのみ、この権利を行使することができる。著作者が、その修正または撤回の権利を行使した後にその著作物を発行させることを決定する場合には、著作者は、最初に選択した譲受人に対し、最初に決めた条件において、その利用権を優先的に提供しなければならない。」と定める。

著作者は、著作物の修正ができる権利（修正権）と、著作者が著作物の利用をやめさせ流通から引き上げることができる権利（撤回権）を有する。いずれも、著作者の後悔を考慮したものであり、譲渡契約を覆すことができる。

修正・撤回権を行使するための要件は極めて厳格であるため、実務上は、あまり用いられることはない。要件は、①著作者が譲渡契約により著作権を譲渡したこと（権利の譲渡を伴わない制作委託契約の委託者や売買契約に基づく媒体の譲受人に対して、修正・撤回権を行使できない）、②事前に修正・撤回権行使により生じる損害を賠償すること、③当初の譲受人が優先権を有し、著作者は当初の譲受人に当初と同じ条件で利用権を優先的に提供すること、である。また、実際には、公表後の著作物についてのみ問題となる。

ソフトウェアの著作物の著作者は、修正・撤回権を行使できない（121-7条2号）。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237